

北海道大学法科大学院年次報告書
【平成29年度評価実施】

令和2年6月

北海道大学大学院法学研究科法律実務専攻

【記入要領】

- 各項目において、必要事項を入力してください。
 なお、「本評価からの変更の有無」を確認している項目については、「有(前年度からの変更)」、「有(前年度以前の変更)」、「無」のいずれかを選択してください。
 各選択肢の説明は以下のとおりです。
 「有(前年度からの変更)」: 年次報告書提出年度の入学者に適用されるカリキュラム等に変更がある。
 「有(前年度以前の変更)」: 年次報告書提出年度には変更がなく、前年度以前の変更は既に年次報告書において報告済みである。
 「無」: 本評価実施以降、変更がない。
 - 「有(前年度からの変更)」を選択した場合は、変更前及び変更後の内容がわかる資料を提出ください。
 なお、提出いただく当該年度の学生便覧、当該年度実施の学生募集要項で変更後の内容がわかれば、変更前の資料のみで構いません。
 (資料・データ等の例)
 - ・規定
 - ・ウェブサイトの該当ページ
 - ・学生便覧該当箇所
 - ・学生募集要項該当箇所
 - 提出資料に関して、ウェブサイト等で掲載されている場合は、URLを該当欄に記入してください。
- ※ 提出資料を別添として提出いただく場合については、変更箇所がわかるよう下線を引くなどしてください。

【記入例】

(3) 法学既修者の認定(基準4-3-1)

		提出資料(URL等)	
法律科目試験の対象分野	本評価時からの変更の有無	有(前年度以前の変更)	
履修免除対象	本評価時からの変更の有無	有(前年度からの変更)	変更前: 【別添1】学生便覧2019年度P● 変更後: 学生便覧2020年度P●
履修免除単位数	本評価時からの変更の有無	有(前年度からの変更)	変更前: 【別添2】●●規則第●条 変更後: ●●規則第●条 (https://・・・)

章ごとの重点基準

- 当該報告書の資料として当該年度の学生便覧、当該年度実施の学生募集要項が掲載されているウェブサイトのURLを以下に提示ください。
年次報告書提出時点で当該年度実施の学生募集要項が未掲載の場合は、掲載予定月を合わせて記入してください。

学生便覧(履修ガイド等)	https://www.juris.hokudai.ac.jp/ls/current/handbook/
学生募集要項(入学者選抜要項等)	https://www.juris.hokudai.ac.jp/ls/examinee/entry-2/application/

第1章(教育の理念及び目標)関連

(1) 司法試験の合格状況(基準1-1-2)

① 解釈指針1-1-2-2(1) 関係

司法試験実施年度	受験者数	合格者数	合格率
令和2年度	※	※	※
令和1年度	104	25	24.03%
平成30年度	108	23	21.29%
平成29年度	118	29	24.57%
平成28年度	128	30	23.43%

- (注) 1. 年次報告書提出時点では、調査実施年度に実施される司法試験の結果が公表されていないため、機構にて法務省発表資料に基づき評価します。
※印が記入されている箇所が該当しますので記入しないようにしてください。
2. 「受験者数」、「合格者数」欄には、司法試験が実施された各年度における、解釈指針1-1-2-2(1)の状況について記入してください。
3. 「合格率」欄には、「合格者数」を「受験者数」で割った値(小数点第5位以下切り捨て)が自動表示されます。
(例:合格者数が13人、受験者数が74人の場合には、 $13 \div 74 = 0.17567 \dots \div 0.1756$ となり、『17.56%』で表示されます。)

②解釈指針 1-1-2-2 (2) 関係

修了年度	修了者数	合格者数						合格率
		司法試験実施年度						
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	計	
令和1年度	28					※	※	※
平成30年度	39				15	※	※	
平成29年度	39			10	5	※	※	
平成28年度	45		10	6	2	※	※	
平成27年度	49	13	9	2	1	※	※	

- (注) 1. 年次報告書提出時点では、調査実施年度に実施される司法試験の結果が公表されていないため、機構にて法務省発表資料に基づき評価します。
※印が記入されている箇所が該当しますので記入しないようにしてください。
2. 「修了者数」欄には、司法試験を受験しなかった者を含めて、当該年度に修了した者の人数を記入してください。
3. 「合格者数」欄には、各修了年度における修了者のうち、司法試験に合格した者の人数を記入してください。

第2章(教育内容)関連

(1) ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー (基準2-1-1)			提出資料(URL等)
ディプロマ・ポリシー	本評価時からの変更の有無	無	
カリキュラム・ポリシー	本評価時からの変更の有無	無	
(2) 開設する授業科目 (基準2-1-3)			提出資料(URL等)
科目区分等	本評価時からの変更の有無	無	
(3) 段階的履修 (基準2-1-4)			提出資料(URL等)
必修科目、選択必修科目 及び選択科目等の分類 ※基礎科目及び応用科目の編成含む	本評価時からの変更の有無	有(前年度以前の変更)	
(4) 開設する法律基本科目 (基準2-1-5)			提出資料(URL等)
必修科目又は選択必修科目の開設状況	本評価時からの変更の有無	有(前年度以前の変更)	
(5) 開設する法律実務基礎科目 (基準2-1-6)			提出資料(URL等)
科目区分等	本評価時からの変更の有無	有(前年度以前の変更)	
(6) 授業時間等の設定 (基準2-1-9)			提出資料(URL等)
1単位当たりの授業時間	本評価時からの変更の有無	無	
1年間の授業期間 ※学期区分の変更等	本評価時からの変更の有無	無	
各授業科目の授業回数 (単位)	本評価時からの変更の有無	無	

第3章(教育方法)関連

(1) 履修科目登録単位数の上限 (基準 3-3-1)

(1) 履修科目登録単位数の上限 (基準 3-3-1)			提出資料(URL等)
履修科目登録単位数の上限	本評価時からの変更の有無	無	

第4章(成績評価及び修了認定)関連

(1) 成績評価 (基準4-1-1)

			提出資料(URL等)
成績評価基準	本評価時からの変更の有無	無	
期末試験の実施方法	本評価時からの変更の有無	無	
再試験及び追試験制度	本評価時からの変更の有無	無	

(2) 修了要件 (基準4-2-1)

			提出資料(URL等)
修了要件	本評価時からの変更の有無	無	
入学後の修得単位の取扱い	本評価時からの変更の有無	無	
入学前の修得単位の取扱い	本評価時からの変更の有無	無	
法学既修者認定単位の取扱い	本評価時からの変更の有無	有 (前年度以前の変更)	
十分な実務経験を有する者の取扱いの取扱い	本評価時からの変更の有無	無	

(3) 法学既修者の認定 (基準4-3-1)

			提出資料(URL等)
法律科目試験の対象分野	本評価時からの変更の有無	無	
履修免除対象	本評価時からの変更の有無	有 (前年度以前の変更)	
履修免除単位数	本評価時からの変更の有無	無	

第6章(入学者選抜等)関連

(1) 入学者選抜の実施方法 (基準6-1-4)

			提出資料(URL等)
入学者選抜の実施方法、 選考上の考慮要素、配点 基準等	本評価時からの変更の有無	有(前年度以前の変更)	

(2) 入学者選抜の状況 (基準6-2-3)

	種別	入学定員【a】	志願者数	受験者数【b】	合格者数【c】	競争倍率 (法学未修者、法学既修者別) [b/c]	競争倍率	入学者数【d】 (法学未修者、法学既修者別)	入学者数【e】 (合計)	入学定員超過率 [e/a]
		(人)	(人)	(人)	(人)			(人)	(人)	(%)
令和2年度	法学未修者	50	49	42	21	2.00	2.46	16	30	60%
	法学既修者		64	59	20	2.95		14		
令和1年度	法学未修者	50	61	50	19	2.63	2.57	12	26	52%
	法学既修者		94	76	30	2.53		14		
平成30年度	法学未修者	50	43	41	20	2.05	2.00	10	27	54%
	法学既修者		63	55	28	1.96		17		
平成29年度	法学未修者	50	42	39	21	1.85	1.92	17	41	82%
	法学既修者		72	61	31	1.96		24		
平成28年度	法学未修者	50	46	41	23	1.78	1.87	14	39	78%
	法学既修者		75	66	34	1.94		25		

- (注) 1. 「競争倍率」欄には、「受験者数」を「合格者数」で割った値(小数点第3位以下切り捨て)が自動表示されます。
(例: 受験者数が180人、合格者数が87人の場合には、 $180 \div 87 = 2.068 \dots \approx \lfloor 2.06 \rfloor$ で表示されます。)
2. 「入学定員超過率」欄には、「入学者数」を「入学定員」で割った値(小数点第3位以下切り捨て)が自動表示されます。
(例: 入学者数が72人、入学定員が70人の場合には、 $72 \div 70 = 1.028 \dots \approx 1.02$ となり、『102%』で表示されます。)

第8章(教員組織)関連

(1) 教員数(基準8-1-1、8-1-2、8-2-1、8-2-4)

分類			所属	教授	准教授	講師	助教	計		
								うち、法曹としての実務の経験を有する者		
専任教員	専属専任教員	研究者・専任教員	研・専		6	2	0	0	8	
		実務家・専任教員	実・専	法科大学院	4	0	0	0	4	
		実務家・みなし専任教員	実・み		2	0	0	0	2	
	兼務研究者・専任教員	専・他	学士課程						0	
			修士課程						0	
			博士前期課程						0	
			博士後期課程		9	0	0	0	9	
			専門職学位課程						0	
	兼務実務家・専任教員	専・他	学士課程						0	
			修士課程						0	
			博士前期課程						0	
			博士後期課程						0	
			専門職学位課程						0	
	兼任教員(学内の他学部等の教員)			兼任		16	7	0	0	23
兼任教員(他の大学等の教員等)			兼任		5	0	28	0	33	
合計					42	9	28	0	6	79

- (注) 1. 本文書作成年度の5月1日現在で記入してください。
 2. 「専任教員」欄の「実・み」については実務家みなし専任教員(年間4単位以上の授業を担当し、かつ、法科大学院のカリキュラム編成等の運営に責任を有する者)数、「専・他」については法科大学院の専任ではあるが、他の学部・大学院の専任教員数を記入してください。

(2) 科目別の専任教員数(基準8-2-2)

法律基本科目							法律実務 基礎科目	基礎法学・ 隣接科目	展開・先端 科目
憲法	行政法	民法	商法	民事 訴訟法	刑法	刑事 訴訟法			
2	2	5	2	1	2	2	7	0	8

- (注) 1. 本文書作成年度の5月1日現在で記入してください。
 2. 科目別に延べ人数で記入してください。

第11章(自己点検及び評価等)関連

(1) 自己点検及び評価(基準11-1-1)

(1) 自己点検及び評価(基準11-1-1)			提出資料(URL等)、実施年月
実施体制	本評価時からの変更の有無	無	
評価項目	本評価時からの変更の有無	無	
自己点検及び評価の実施	本評価以降の実施状況	実施済み	平成29年6月

改善すべき点の対応状況

章	改善すべき点	対応状況	備考
第2章	法律基本科目の授業科目すべてが選択必修科目とされ、法科大学院教育で一般的に必要とされる内容が、学生の履修選択によっては履修することなく修了することが可能とされており、必修科目、選択必修科目の分類が適切に行われるよう、改善を図る必要がある。	(平成30年度) 選択必修科目を必修科目にするなどの方向で検討中である。 (令和元年度) 平成31年度入学者より、基礎プログラムの憲法Ⅰ～Ⅱ、行政法Ⅰ～Ⅱ、民法Ⅰ～Ⅳ、商法Ⅰ～Ⅲ、民事訴訟法Ⅰ～Ⅱ、刑法Ⅰ～Ⅱ、刑事訴訟法Ⅰ～Ⅱの17科目32単位を必修科目とした。また、深化プログラムの公法事例問題研究Ⅰ～Ⅲ、民事法事例問題研究Ⅰ～Ⅳ、商事法事例問題研究Ⅰ～Ⅱ、刑事法事例問題研究Ⅰ～Ⅲ、現代家族法の13科目26単位を必修科目とした。 (令和2年度) 上記の方針の下での履修指導を継続している。	
第2章	法律実務基礎科目のうち法曹倫理について、2授業科目が選択必修科目とされているものの、基準2-1-6(1)アで規定する内容が、必ずしも適切に整理されておらず、必修科目、選択必修科目の分類が適切ではないため、いずれかを必修科目として、学生に必ず履修させるなどの改善を図る必要がある。	(平成30年度) いずれかを必修科目とする方向で検討中である。 (令和元年度) 平成31年度入学者より、法曹倫理Ⅰ(2単位)を必修科目とした。 (令和2年度) 上記の方針の下での履修指導を継続している。	
第2章	法律実務基礎科目のうち刑事訴訟実務の基礎について、3授業科目が選択必修科目とされているものの、基準2-1-6(1)ウで規定する内容が、必ずしも適切に整理されておらず、必修科目、選択必修科目の分類が適切ではないため、いずれかを必修科目として、学生に必ず履修させるなどの改善を図る必要がある。	(平成30年度) いずれかを必修科目とする方向で検討中である。 (令和元年度) 3授業科目のうち、1科目を必修化する方向で検討中である。 (令和2年度) 上記の対応について、3名の実務家教員を交えて意見交換を行い、司法試験の変更後の実施時期を考慮した上で、遅くとも令和4年度から実施できるよう、引き続き検討中である。	

<p>第2章</p>	<p>一部の授業科目において、所定の授業時間と異なる授業時間で授業が実施されていることについて、過不足が生じる事態が常態化しており、特に、所定の授業時間を超えた補講の実施状況から、補講を前提とした授業計画が策定されているとかがえるものがあるため、組織として改善する必要がある。</p>	<p>(平成30年度) 平成30年度から、授業時間の過不足を教務委員がチェックし、必要に応じてその理由を担当教員に確認する仕組みを導入した。 (令和元年度) 上記仕組みを新学期開始時に各授業担当教員にメールで再度周知した。 (令和2年度) 平成30年度に導入した仕組みを教員会議において再度確認した。</p>	
<p>第2章</p>	<p>一部の授業科目の補講が、同一日に3～4コマ分実施されており、学生の履修上過密性が見受けられるため、改善を図る必要がある。</p>	<p>(平成30年度) 法科大学院教員会議において、同一日に3コマ以上の補講を実施することは避けることが承認され、各授業担当教員に周知徹底を図った。 (令和元年度) 上記内容を新学期開始時に各授業担当教員にメールで再度周知した。 (令和2年度) 平成30年度に承認した補講時の留意点を教員会議において再度確認した。</p>	
<p>第2章</p>	<p>相互に関連を有し、多数の学生が履修している複数の選択必修の授業科目において、同一日に複数の授業が実施されており、多数の学生が同一日に6コマ分の授業を履修していることから、学生の履修上過密性が見受けられるため、授業の実施時間について改善する必要がある。</p>	<p>(平成30年度) 対応について現在検討中である。 (令和元年度) 対応について引き続き検討中である。 (令和2年度) 選択科目について、一日に集中することのないよう、時間割作成時にコマ配置に留意するルールを設定し、令和3年度より運用することとした。</p>	<p>(令和元年度) 一定のルールを設定する方向で検討し令和2年度より実施予定で進めている。</p>

<p>第3章</p>	<p>到達目標にあるもののうち、授業で直接取り上げない事項について、学生が直接履修しない授業科目に対する自学自習の指示等が必ずしも明確になっておらず、組織全体としての学習支援の措置が講じられているとはいえないため、改善を図る必要がある。</p>	<p>(平成30年度) 対応について現在検討中である。 (令和元年度) 授業担当教員が、「共通的な到達目標モデル」(いわゆるコア・カリキュラム)について説明し、授業で扱っていない部分を自習するよう指導すること等を、令和2年度より実施する方向で検討を進めている。 (令和2年度) 授業担当教員が、「共通的な到達目標モデル」(いわゆるコア・カリキュラム)について説明し、各自が学期終了等の進捗に応じてその内容について確認するとともに、授業で扱っていない部分を自習するよう指導することを、令和2年度内に実施する方向で検討を進めている。</p>	<p>(平成30年度) 選択必修科目の必修科目化などのカリキュラム変更と合わせて、学習支援措置を検討する。</p>
<p>第4章</p>	<p>カリキュラムの特性上選択必修科目として位置付けている科目、特に法律基本科目について、到達目標に対する学生の到達レベルを測定するために、組織全体として適切な手段を講じる必要があるものの、必ずしもすべての学生が全授業科目を履修していない状況が生じているため、履修指導以上の組織的な措置を講じるなど、改善を図る必要がある。</p>	<p>(平成30年度) 対応について現在検討中である。 (令和元年度) 平成31年度入学者より、基礎プログラムの憲法Ⅰ～Ⅱ、行政法Ⅰ～Ⅱ、民法Ⅰ～Ⅳ、商法Ⅰ～Ⅲ、民事訴訟法Ⅰ～Ⅱ、刑法Ⅰ～Ⅱ、刑事訴訟法Ⅰ～Ⅱの17科目32単位を必修科目とした。また、深化プログラムの公法事例問題研究Ⅰ～Ⅲ、民事法事例問題研究Ⅰ～Ⅳ、商事法事例問題研究Ⅰ～Ⅱ、刑事法事例問題研究Ⅰ～Ⅲ、現代家族法の13科目26単位を必修科目とした。 (令和2年度) 上記の方針の下での履修指導を継続している。</p>	<p>(平成30年度) 選択必修科目の必修科目化などのカリキュラム変更と合わせて、学習支援措置を検討する。</p>

第4章	シラバスにおける成績評価の考慮要素や割合の記載が不明確な授業科目のうち、一部の授業科目について、あらかじめ学生に明示されていないため、改善を図る必要がある。	<p>(平成30年度) 当該科目については担当者に連絡し、授業中に周知するなど学生への周知を徹底した。また、「法科大学院における成績評価基準のガイドライン」を修正し、「成績評価の方法」については、具体的な評価項目とその割合等を明記して、シラバスに記載することが法科大学院教員会議において決定された。</p> <p>(令和元年度) 新学期開始時、修正したガイドラインを、各授業担当教員にメールで再度周知した。</p> <p>(令和2年度) 平成30年度に修正したガイドラインを教員会議において再度確認した。</p>	
第4章	各授業科目の採点基準が統一されていないことにより、法科大学院全体としての成績評価に関する共通理解が必ずしも図られておらず、学生への成績評価に関する必要情報のうち、採点基準の告知もされていないため、客観的かつ厳正な成績評価を行うために採点基準の策定及び告知を組織的に行う必要がある。	<p>(平成30年度) 対応について現在検討中である。</p> <p>(令和元年度) 「成績評価に関する手引」に、答案の採点基準となりうる要素を書き加え、その内容を学生へ示す方向で検討している。</p> <p>(令和2年度) 令和元年度に、上記内容に加え、「成績評価に関する手引き」を修正し採点基準を明確に記載した。令和2年度には、この明確化した採点基準を教員会議において再度確認した。なお、学生への告知については、引き続き検討する。</p>	

<p>第6章</p>	<p>平成28年度及び平成29年度において、入学者選抜における競争倍率が2倍を下回っており、入学者選抜の改善への取組がまだ十分な成果を上げていないため、実効的な改善措置を講じる必要がある。</p>	<p>(平成30年度) 平成30年度入試から前期・後期入試を導入し、また、31年度入試では前期入試の時期を約2か月早め、募集の広報についても前倒して実施し、他大学法科大学院よりも早期に学生を確保することとした。 (令和元年度) 2020年度学生募集では、前期入試の時期を前年度より1週間早め、他大学法科大学院よりも早期に学生を確保することとした。 (令和2年度) 2020年度学生募集での対応に引き続き、前期入試の時期を早めることで早期に学生を確保することとしていたが、新型コロナウイルス対応のため、やむを得ず前期入試を中止することとなった。今後の対応については、状況を踏まえて検討する。</p>	
<p>第11章</p>	<p>法学研究科・法学部全体における自己点検及び評価における評価項目は、国立大学法人評価における評価項目に基づいて実施されているものの、本評価において明らかとなった選択必修科目の分類、入学者選抜における競争倍率が2倍を下回っている点等、法科大学院における教育活動等の改善に必ずしも繋がっているものとはいえ、改善を図る必要がある。</p>	<p>(平成30年度) 対応について現在検討中である。 (令和元年度) 教員会議において自己点検・自己評価等に関する活動内容を報告し、情報の共有を図り、組織的な対応を進めることとした。 (令和2年度) 教員会議において令和元年度自己点検・自己評価等に関する活動内容を報告し、情報の共有を図るとともに組織的な対応を進めることを確認した。</p>	
<p>第11章</p>	<p>休講・補講の回数の乖離に係る前回評価における指摘事項への対応について、依然として組織的な対応が十分ではないことから、法科大学院における教育活動等の改善に活用するために、自己点検及び評価が適切に機能するものとなっているとはいえ、改善を図る必要がある。</p>	<p>(平成30年度) 対応について現在検討中である。 (令和元年度) 平成30年度から、授業時間の過不足を教務委員がチェックし、必要に応じてその理由を担当教員に確認するという、組織としてチェックする仕組みを導入し、平成31年度の初めには、法科大学院教員会議構成員と授業担当者全員に改めてメールにて周知した。 (令和2年度) 上記内容を教員会議において再度確認した。</p>	

<p>第11章</p>	<p>教育活動等の状況に関する自己点検及び評価を適切に機能するものとして実施し、当該情報を公表する必要がある。</p>	<p>(平成30年度) 法科大学院での改善活動に加え、全学の評価を所掌する評価室において、本認証評価結果の指摘事項への対応状況に係るフォローアップを実施することとした。 (令和元年度) 教員会議において平成30年度自己点検・自己評価等に関する活動内容を報告し、情報の共有を図り、組織的な対応を進めることとした。認証評価に係る自己評価書及び評価結果はホームページで公表しており、認証評価に対する年次報告書及び北海道大学法学研究科教育課程連携協議会議事要旨を年度内に公表予定である。 (令和2年度) 教員会議において令和元年度自己点検・自己評価等に関する活動内容を報告し、情報の共有を図るとともに組織的な対応を進めることを確認した。加えて、年次報告書及び北海道大学法学研究科教育課程連携協議会議事要旨をホームページで公表した。</p>	
<p>第11章</p>	<p>進級の状況について公表されていないため、当該情報を公表する必要がある。</p>	<p>(平成30年度) 対応について現在検討中である。 (令和元年度) ホームページにて進級状況を公開した。 (令和2年度) ホームページにて既に公開している平成26年度～平成30年度の進級状況に加え、令和元年度の進級状況を公開し情報を更新した。</p>	<p>(平成30年度) 平成30年度中に公表する予定である。</p>

- (注) 1. 「改善すべき点」欄は、評価実施時に「改善すべき点」として指摘された事項ごとに欄を区切り、第1章から第11章の順に記入してください。
2. 「対応状況」欄については、評価実施時からの対応状況を古いものから順に記入してください。
3. 未対応の事項については、対応計画等を「備考」欄に記入してください。